

Smart Data Platformサービス利用規約 別冊（ネットワーク） 【現改比較表】 2025年5月13日時点	
～2025年5月12日	2025年5月13日～

Smart Data Platformサービス利用規約 別冊(ネットワーク)

別紙6 統合ネットワーク/関連サービス提供条件等

2 各メニュー等の提供条件等

(1) docomo business RINK

A 提供条件等

(A) 用語の定義

用語	用語の意味
1～11 (略)	(略)
12～25 (略)	(略)

(B) 共通的な提供条件

a メニュー等の責任範囲等

(a) 当社は、アクセス一括提供型においてはアクセス回線の終端までを、アクセス別契約型においてはサービス分界点までを責任範囲として、docomo business RINKを提供します。

ただし、いずれの利用形態においても、当社ルーター等は当社の責任範囲とします。

(b) (略)

b (略)

c アクセス回線の終端

(a)～(b) (略)

(c) 当社は、(a)又は(b)のいずれの利用形態においても、アクセス回線の終端に接続する当社ルーター等を提供します。この場合、当社は、当社ルーター等の設置場所等について、(a)の規定に準じて取り扱います。

Smart Data Platformサービス利用規約 別冊(ネットワーク)

別紙6 統合ネットワーク/関連サービス提供条件等

2 各メニュー等の提供条件等

(1) docomo business RINK

A 提供条件等

(A) 用語の定義

用語	用語の意味
1～11 (略)	(略)
12 お客さま自営ルーター等	当社ルーター等に相当するものとして契約者が自己の責任と費用負担において用意する自営端末設備（回線終端装置が設置される場合は回線終端装置の利用者側ポートに接続されるものとし、また、当社が指定する設定を行うことを要します。）
13～26 (略)	(略)

(B) 共通的な提供条件

a メニュー等の責任範囲等

(a) 当社は、アクセス一括提供型においてはアクセス回線の終端までを、アクセス別契約型においてはサービス分界点までを責任範囲として、docomo business RINKを提供します。

ただし、いずれの利用形態においても、当社ルーター等は当社の責任範囲とし、[お客さま自営ルーター等は当社の責任範囲外とします](#)。

(b) (略)

b (略)

c アクセス回線の終端

(a)～(b) (略)

(c) 当社は、(a)又は(b)のいずれの利用形態においても、[当社のサービスサイト \(https://sdpf.ntt.com/\)](https://sdpf.ntt.com/) に定めるところにより、アクセス回線の終端に接続する当社ルーター等を提供します。この場合、当社は、当社ルーター等の

Smart Data Platformサービス利用規約 別冊（ネットワーク）【現改比較表】 2025年5月13日時点

～2025年5月12日 2025年5月13日～

d～j (略)

k 契約者の義務

(a) 当社は、共通編第32条（契約者の義務）のほか、次に掲げる禁止事項に抵触すると当社が判断した場合には、契約者の義務違反があるものとして取り扱います。

(i)～(iii) (略)

(b)～(f) (略)

l～v (略)

(C) docomo business RINKのメニュー等

a この別紙により提供するdocomo business RINKのメニュー及びオプションは、次表のとおりとします。

なお、オプションとは、docomo business RINKの付加機能又はdocomo business RINKに付帯するサービスをいいます。以下、この別紙6において同じとします。

メニュー及びオプション	
ルーター	

設置場所等について、(a)の規定に準じて取り扱います。

d～j (略)

k 契約者の義務

(a) 当社は、共通編第32条（契約者の義務）のほか、次に掲げる禁止事項に抵触すると当社が判断した場合には、契約者の義務違反があるものとして取り扱います。

(i)～(iii) (略)

(iv) お客さま自営ルーター等に対して当社が指定する設定に反する設定をする行為

(v) お客さま自営ルーター等に対して当社が指定する設定が行われていれば通常は発生しないと想定される通信トラフィック等を発生させる行為

(vi) (iv)及び(v)のほか、当社のサービスサイト (<https://sdpf.ntt.com/>) に定める運用規定に反する行為

(b)～(f) (略)

(g) 当社は、共通編第33条（契約者の協力義務）第1項各号に定める場合において、自営端末設備又は自営電気通信設備に係る機種等の名称、仕様・諸元、設置状況、設定内容又はその他の必要事項を調査・確認することができるものし、契約者はあらかじめこれに同意するものとします。

l～v (略)

(C) docomo business RINKのメニュー等

a この別紙により提供するdocomo business RINKのメニュー及びオプションは、次表のとおりとします。

なお、オプションとは、docomo business RINKの付加機能又はdocomo business RINKに付帯するサービスをいいます。以下、この別紙6において同じとします。

メニュー及びオプション	
ルーター	<u>当社ルーター等</u>
	<u>お客さま自営ルーター等</u>

Smart Data Platformサービス利用規約 別冊（ネットワーク）【現改比較表】 2025年5月13日時点

～2025年5月12日	2025年5月13日～
-------------	-------------

ネットワーク	(略)
オプション	VPN接続～VPN経路超過設定 (略)
	FIC接続
	電話対応 (チケット起票代行)

b ルーターとは、当社ルーター等を利用するためのリソースをいいます。

なお、契約者は、アクセス回線の終端において、当社ルーター等を利用させていただきます。

c～h (略)

i VPN接続とは、その当社ルーター等からの閉域網接続通信を可能とするオプションをいいます。

j～o (略)

p VPN経路超過設定とは、そのVPNグループにおける経路数上限の拡張を可能とするオプションをいいます。

q VPN経路超過設定において拡張可能な経路数上限等の細目は、当社のサービスサイト (<https://sdpf.ntt.com/>) に定めるところによります。

ネットワーク	(略)
オプション	VPN接続～VPN経路超過設定 (略)
	<u>ルーター経路超過設定</u>
	FIC接続
	電話対応 (チケット起票代行)

b ルーターとは、次に掲げるリソースをいいます。

- (a) 当社ルーター等を利用するためのリソース
- (b) 契約者がお客さま自営ルーター等を使用することを識別するためのリソース

なお、当社ルーター等とお客さま自営ルーター等の選択条件及びお客さま自営ルーター等の選定要件等については、当社のサービスサイト (<https://sdpf.ntt.com/>) に定めるところによります。

c～h (略)

i VPN接続とは、その当社ルーター等又はお客さま自営ルーター等からの閉域網接続通信を可能とするオプションをいいます。

j～o (略)

p VPN経路超過設定とは、そのVPNグループにおける経路数上限の拡張を可能とするオプションをいいます。

この場合において、VPN経路超過設定により拡張可能な経路数上限等の細目は、当社のサービスサイト (<https://sdpf.ntt.com/>) に定めるところによります。

q ルーター経路超過設定とは、そのお客さま自営ルーター等における経路数上限の拡張を可能とするオプションをいいます。

この場合において、ルーター経路超過設定により拡張可能な経路数上限等の細目は、当社のサービスサイト (<https://sdpf.ntt.com/>) に定めるところによります。

Smart Data Platformサービス利用規約 別冊（ネットワーク）【現改比較表】 2025年5月13日時点	
～2025年5月12日	2025年5月13日～
<p>r～x （略）</p> <p>B 料金算定方法等</p> <p>(A) 利用料金</p> <p>当社は、docomo business RINKについて、次のとおり利用料金を適用します。</p> <p>a （略）</p> <p>b 当社が設定するdocomo business RINKの利用料金は、次のとおりとします。</p> <p>(a)～(g) （略）</p> <p>(h) （略）</p> <p>c～i （略）</p> <p>(B)～(C) （略）</p>	<p>r～x （略）</p> <p>B 料金算定方法等</p> <p>(A) 利用料金</p> <p>当社は、docomo business RINKについて、次のとおり利用料金を適用します。</p> <p>a （略）</p> <p>b 当社が設定するdocomo business RINKの利用料金は、次のとおりとします。</p> <p>(a)～(g) （略）</p> <p>(h) ルーター経路超過設定利用料</p> <p>(i) （略）</p> <p>c～i （略）</p> <p>(B)～(C) （略）</p>